# 自己点検表　【（介護予防）認知症対応型共同生活介護】

R3～版

| | |
|---|---|
| 事業所名 | |
| 点検者<br>職・氏名 | |
| 点検年月日 | |

●指定介護保険事業者として守るべき最低基準を掲げています。確認の際は関係法令等も併せて参照してください。

●「基準の概要」欄の内容が実施できているかを確認し、内容を満たしているものには「はい」、そうでないものは「いいえ」、該当しない場合は「該当なし」にチェックをしてください。

●「確認資料等」の欄には、「基準の概要」の遵守状況が確認できる資料及び必要な事項を記入してください。

## ◎根拠条文

・法：介護保険法

・施行令：介護保険法施行令

・施行規則：介護保険法施行規則

◇地域密着指定基準：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

◆予防地域密着指定基準：指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

☆地域密着等基準通知：指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

・地域密着基準条例：大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

●この自己点検表は、事業者自らが指定基準等の遵守状況を確認し、提供するサービスの質を確保するとともに、事業運営の改善等を図ることを目的に作成していただくものです。

●実地指導や指定の更新等の際に提出していただくことがあります。

●令和３年度の制度改正に係る箇所を赤文字にしておりますので、参考にしてください。

| 基準の概要 | はい | いいえ | 該当なし | 確認資料等 | 根拠条文 |
|---|---|---|---|---|---|
| 指定地域密着型サービスの一般原則 | | | | | |
| ◇利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定指定基準第３条第１項 |
| ◇事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定指定基準第３条第２項 |
| ◇利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定指定基準第３条第３項<br>基準条例第６０条の８第３項 |
| ◇サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。<br><br>☆介護保険法法第１１８ 条の２第１項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。この場合において、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ：Long-term care Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。 | □ | □ | □ | | 居宅指定基準第３条第４項<br>居宅等基準通知第３の６の３の（１６）で準用する第３の一の４の（１） |
| Ⅰ　基本方針 | | | | | |
| 【認知症対応型共同生活介護】<br>◇要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにしているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第８９条 |

| 基準の概要 | はい | いいえ | 該当なし | 確認資料等 | 根拠条文 |
|---|---|---|---|---|---|
| 【介護予防認知症対応型共同生活介護】<br>◆認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとしているか。 | □ | □ | □ | | 予防地域密着指定基準第６９条 |
| Ⅱ　人員に関する基準 | | | | | |
| １．従業者の員数<br>◇◆事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりになっているか。 | | | | | 地域密着指定基準第９０条<br>予防地域密着指定基準第７０条 |
| （１）介護従業者（夜間及び深夜時間帯以外）<br>◇◆共同生活住居ごとに、常勤換算方法で、利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上としているか。（利用者の数は前年度の平均値とする。但し、新規に指定を受ける場合は、推定数による。） | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９０条第１項、第２項<br>予防地域密着指定基準第７０条第１項、第２項 |
| ①夜間及び深夜時間帯：____時____分　～　____時____分<br>②夜間及び深夜時間帯以外の時間帯：____時間<br>③「②」の時間帯の介護従業員の勤務時間の合計：____時間<br>④事業所の常勤職員の１日当たりの勤務時間：____時間<br>⑤利用者数：____人<br>⑥「④」×（⑤÷３）＝____時間（端数切上）<br>⑦「③≧⑥」となっているか。 | □ | □ | □ | | |
| （２）介護従業者<br>◇◆介護従業者のうち１以上の者は、常勤職員か。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９０条第３項<br>予防地域密着指定基準第７０条第３項 |
| （３）介護従業者（夜間及び深夜の時間帯）<br>◇◆共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて１以上の配置となっているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９０条第１項<br>予防地域密着指定基準第７０条第１項 |
| ☆夜間及び深夜の時間帯は、利用者の生活サイクルに応じて、１日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の２の（１）の②のイ |
| ☆介護従業者については、利用者が認知症を有する者であることから、認知症の介護等に対する知識、経験を有する者であるか。また、これ以外の介護従業者であっても研修の機会を確保するなどにより質の向上を図っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の２の（１）の②のイ |
| ◇◆事業所の有する共同生活住居の数が３である場合において、夜間及び深夜の時間帯に事業所ごとに置くべき介護従業者の員数を、当該時間帯を通じて２以上とする場合は、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されているか。<br><br>☆安全対策とは、夜間の勤務に関するマニュアルの策定や避難訓練の実施等を指す。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９０条第１項<br>予防地域密着指定基準第７０条第１項<br>地域密着等基準通知第３の五の２の（１）の①のイ |

| 基準の概要 | はい | いいえ | 該当なし | 確認資料等 | 根拠条文 |
|---|---|---|---|---|---|
| （４）介護従業者<br>◇◆認知症対応型共同生活介護事業所に（看護）小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者がそれらの事業所の職務に従事する場合は、上記介護従業者の人員に関する基準を満たすほか、それらのサービスに係る人員に関する基準を満たしているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９０条第４項<br>予防地域密着指定基準第７０条第４項 |
| （５）計画作成担当者<br>◇◆事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって、専らその職務に従事する計画作成担当者を配置しているか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所における他の職務に従事することができる。 | □ | □ | □ | □専従<br>□兼務<br>兼務の場合<br>職務内容：<br>勤務場所： | 地域密着指定基準第９０条第５項<br>予防地域密着指定基準第７０条第５項 |
| ◇◆認知症介護実践者研修（旧基礎課程研修）を受講しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９０条第６項<br>予防地域密着指定基準第７０条第６項 |
| ◇◆計画作成担当者のうち１以上の者は、介護支援専門員の資格を有しているか。ただし、併設する指定（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができる。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９０条第７項<br>予防地域密着指定基準第７０条第７項 |
| ◇◆上記の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務の監督を行っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９０条第８項<br>予防地域密着指定基準第７０条第８項 |
| ◇◆サテライト型事業所において、介護支援専門員でない計画作成担当者を置く場合は、当該計画作成担当者は認知症介護実践者研修（旧基礎課程研修）を受講しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９０条第９項<br>予防地域密着指定基準第７０条第９項 |
| ◇◆上記の介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者としているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９０条第１０項<br>予防地域密着指定基準第７０条第１０項 |
| （６）管理者<br>◇◆共同生活住居ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。 | □ | □ | □ | □専従<br>□兼務<br>兼務の場合<br>職務内容：<br>勤務場所： | 地域密着指定基準第９１条第１項<br>予防地域密着指定基準第７１条第１項 |
| ◇◆サテライト型事業所における共同生活住居の管理者を、本体事業所における共同生活住居の管理者が兼務する場合、共同生活住居の管理上支障がないか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９１条第２項<br>予防地域密着指定基準第７１条第２項 |
| ◇◆管理者は、適切なサービスを提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、認知症介護実践者研修（旧基礎課程研修）及び認知症対応型サービス事業管理者研修を受講しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９１条第３項<br>予防地域密着指定基準第７１条第３項 |
| （７）代表者<br>◇◆代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定（看護）小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを行う事業の経営に携わった経験を有するものとしているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９２条<br>予防地域密着指定基準第７２条 |

| 基準の概要 | はい | いいえ | 該当なし | 確認資料等 | 根拠条文 |
|---|---|---|---|---|---|
| ◇◆代表者は、認知症対応型サービス事業開設者研修を受講しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９２条<br>予防地域密着指定基準第７２条 |
| Ⅲ　設備に関する基準 | | | | | |
| １．定員<br>◇◆共同生活住居の入居定員は５人以上９人以下となっているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９３条第２項<br>予防地域密着指定基準第７３条第２項 |
| ２．設備及び備品<br>◇◆共同生活住居は、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９３条第２項<br>予防地域密着指定基準第７３条第２項 |
| ☆居間、食堂及び台所については、それぞれの共同生活住居ごとの専用の設備であるか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の３の（１） |
| ３．居室の定員<br>◇◆居室の定員は、１人としているか。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができる。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９３条第３項<br>予防地域密着指定基準第７３条第３項 |
| ４．居室の床面積<br>◇◆居室の床面積は、７．４３㎡以上となっているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９３条第４項<br>予防地域密着指定基準第７３条第４項 |
| Ⅳ　運営に関する基準 | | | | | |
| １．内容及び手続の説明及び同意<br>◇◆指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等）を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の７第１項<br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第１１条第１項 |
| ☆重要事項説明書（運営規程の概要、勤務体制、事故発生事の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等）について、書面で同意を確認しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（１６）で準用する第３の一の４の（２）の① |
| ◇◆事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第１項の規定による文書の交付に代えて、第５項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 | | | | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の７第２項<br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第１１条第２項 |
| （１）電子情報処理組織（事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの | | | | | |
| イ　事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 | | | | | |
| ロ　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第１項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） | | | | | |

| 基準の概要 | はい | いいえ | 該当なし | 確認資料等 | 根拠条文 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （２）磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 | | | | | |
| ◇◆第２項に規定する方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものとしているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の７第３項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第１１条第３項 |
| ◇◆第２項（１）の「電子情報処理組織」について、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織としているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の７第４項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第１１条第４項 |
| ◇◆第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。<br>（１）第２項各号に規定する方法のうち事業者が使用するもの<br>（２）ファイルへの記録の方式 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の７第５項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第１１条第５項 |
| ◇◆第５項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によって行っていないか。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の７第６項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第１１条第６項 |
| ２．提供拒否の禁止<br>◇◆正当な理由なく、指定認知症対応型共同生活介護の提供を拒んでいないか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の８<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第１２条 |
| ３．受給資格等の確認<br>◇◆指定認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合は、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の１０第１項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第１４条第１項 |
| ◇◆上記の被保険者証に、認定審査会意見が記載されていときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型共同生活介護を提供するように努めているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の１０第２項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第１４条第２項 |
| ４．要介護認定の申請に係る援助<br>◇◆サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の１１第１項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第１５条第１項 |
| ◇◆居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認める時は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する３０日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の１１第２項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第１５条第２項 |
| ５．入退居<br>◇◆入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９４条第２項<br><br>予防地域密着指定基準第７４条第２項 |
| ◇◆入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９４条第３項<br><br>予防地域密着指定基準第７４条第３項 |
| ◇◆入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９４条第４項<br><br>予防地域密着指定基準第７４条第４項 |

| 基準の概要 | はい | いいえ | 該当なし | 確認資料等 | 根拠条文 |
|---|---|---|---|---|---|
| ☆入居申込者が家族による入居契約締結の代理や援助が必要であると認められながら、これらが期待できない場合については、市町村とも連携し、成年後見制度や権利擁護事業等の活用を可能な限り図っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（１）の② |
| ◇◆利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性を配慮し、退居に必要な援助を行っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９４条第５項<br>予防地域密着指定基準第７４条第５項 |
| ◇◆利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９４条第６項<br>予防地域密着指定基準第７４条第６項 |
| ６．サービスの提供の記録<br>◇◆入居に際しては、入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９５条第１項<br>予防地域密着指定基準第７５条第１項 |
| ◇◆指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９５条第２項<br>予防地域密着指定基準第７５条第２項 |
| ７．利用料等の受領<br>◇◆法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９６条第１項<br>予防地域密着指定基準第７６条第１項 |
| ◇◆法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９６条第２項<br>予防地域密着指定基準第７６条第２項 |
| ◇◆次に掲げる費用以外の支払を利用者から受けていないか。<br><br>イ　食材料費<br>ロ　理美容代<br>ハ　おむつ代<br>ニ　上記に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９６条第３項<br>予防地域密着指定基準第７６条第３項 |
| ☆上記「ニ」の費用の具体的な範囲について、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成１２年３月３０日 老企第54号）の通知に従っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（３）の② |
| ☆保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けていないか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（３）の② |
| ◇◆上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９６条第４項<br>予防地域密着指定基準第７６条第４項 |
| ８．領収証の交付<br>・サービスの提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該利用者に対して、施行規則第６５条で定めるところにより領収証を交付しているか。 | □ | □ | □ | | 施行規則第６５条 |
| ９．保険給付の請求のための証明書の交付<br>◇◆法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の２０<br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第２３条 |

| 基準の概要 | はい | いいえ | 該当なし | 確認資料等 | 根拠条文 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １０．認知症対応型共同生活介護の取扱方針<br>◇利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９７条第１項 |
| ◇利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることが出来るよう配慮しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９７条第２項 |
| ◇認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならによう配慮して行っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９７条第３項 |
| ◇共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行っているか。<br><br>☆サービスの提供方法等とは、認知症対応型共同生活介護計画の目標及び内容や行事及び日課等も含む。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９７条第４項<br><br>地域密着等基準通知第３の五の４の（４）の② |
| ◇◆指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９７条第５項<br><br>予防地域密着指定基準第７７条第１項 |
| ◇◆身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。<br><br>※遵守できていない場合、身体拘束廃止未実施減算 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９７条第６項<br><br>予防地域密着指定基準第７７条第２項 |
| ◇◆身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 | | | | | 地域密着指定基準第９７条第７項<br><br>予防地域密着指定基準第７７条第３項 |
| ◇◆身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図っているか。<br><br>※遵守できていない場合、身体拘束廃止未実施減算 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９７条第７項第１号<br><br>予防地域密着指定基準第７７条第３項第１号 |
| ☆委員会の構成メンバー<br>事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられる。また、運営推進会議と一体的に設置・運営することも差し支えない。 | | | | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（４）の④ |
| ☆委員会の目的<br>事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではない。 | | | | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（４）の④ |

| 基準の概要 | はい | いいえ | 該当なし | 確認資料等 | 根拠条文 |
|---|---|---|---|---|---|
| ☆委員会の内容<br>①身体拘束等について報告するための様式を整備すること。<br><br>②介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。<br><br>③身体的拘束適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。<br><br>④事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。<br><br>⑤報告された事例、分析結果を従業者に周知徹底すること。<br><br>⑥適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。 | | | | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（４）の④ |
| ◇◆身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。<br><br><u>※遵守できていない場合、身体拘束廃止未実施減算</u> | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９７条第７項第２号<br><br>予防地域密着指定基準第７７条第３項第２号 |
| ☆身体的拘束等の適正化のための指針には、以下に掲げる項目を盛り込んでいるか。<br><br>①事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方<br>②身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項<br>③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針<br>④事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針<br>⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針<br>⑥利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針<br>⑦その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（４）の⑤ |
| ◇◆介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。<br><br><u>※遵守できていない場合、身体拘束廃止未実施減算</u> | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９７条第７項第３号<br><br>予防地域密着指定基準第７７条第３項第３号 |
| ☆身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修により、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づき、適正化の徹底を行っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（４）の⑥ |
| ☆指針に基づいた研修プログラムを作成しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（４）の⑥ |
| ☆研修は年２回以上開催するとともに、新規採用時には必ず実施しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（４）の⑥ |
| ◇自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。<br><br>１　外部の者による評価<br>２　運営推進会議による評価 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９７条第８項 |
| １１．介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針扱及び具体的取扱方針<br>１１－１．基本取扱方針<br>◆利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。 | □ | □ | □ | | 予防地域密着指定基準第８６条第１項 |

| 基準の概要 | はい | いいえ | 該当なし | 確認資料等 | 根拠条文 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ◆自らその提供する介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。<br><br>１　外部の者による評価<br>２　運営推進会議による評価 | □ | □ | □ | | 予防地域密着指定基準第８６条第２項 |
| ◆指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。 | □ | □ | □ | | 予防地域密着指定基準第８６条第３項 |
| ◆利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービス提供を行わないように配慮しているか。 | □ | □ | □ | | 予防地域密着指定基準第８６条第４項 |
| ◆利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。 | □ | □ | □ | | 予防地域密着指定基準第８６条第５項 |
| ☆提供された地域密着介護予防サービスについては、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第４の三の３の（１）の④ |
| １１－２．具体的取扱方針<br>◆介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。 | □ | □ | □ | | 予防地域密着指定基準第８７条第１号 |
| ◆計画作成担当者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、介護予防認知症対応型共同生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか。 | □ | □ | □ | | 予防地域密着指定基準第８７条第２号 |
| ◆計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めているか。<br><br>☆通所介護等の活用とは、介護保険給付の対象となる通所介護ではなく、当該介護予防認知症対応型共同生活介護と通所介護事業者との間の契約により、利用者に介護保険給付の対象となる通所介護に準ずるサービスを提供するものである。 | □ | □ | □ | | 予防地域密着指定基準第８７条第３号<br><br>地域密着等基準通知第４の三の３の（２）の② |
| ◆計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ているか。 | □ | □ | □ | | 予防地域密着指定基準第８７条第４号 |
| ◆計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しているか。 | □ | □ | □ | | 予防地域密着指定基準第８７条第５号 |
| ◆利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮しているか。 | □ | □ | □ | | 予防地域密着指定基準第８７条第６号 |
| ◆指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。 | □ | □ | □ | | 予防地域密着指定基準第８７条第７号 |
| ◆指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 | □ | □ | □ | | 予防地域密着指定基準第８７条第８号 |

| 基準の概要 | はい | いいえ | 該当なし | 確認資料等 | 根拠条文 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ◆計画作成担当者は、他の介護従業者及び利用者が介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定介護予防サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、モニタリングを行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っているか。 | □ | □ | □ | | 予防地域密着指定基準第８７条第９号 |
| ◆計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っているか。 | □ | □ | □ | | 予防地域密着指定基準第８７条第１０号 |
| ◆上記第１号から第９号までの規定を、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を変更する場合にも遵守しているか。 | □ | □ | □ | | 予防地域密着指定基準第８７条第１１号 |
| １２．認知症対応型共同生活介護計画の作成<br>◇管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９８条第１項 |
| ◇認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用により、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動が確保されるよう努めているか。<br><br>☆多様な活動とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいう。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９８条第２項<br><br>地域密着等基準通知第３の五の４の（５）の② |
| ◇計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９８条第３項 |
| ◇計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９８条第４項 |
| ◇計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９８条第５項 |
| ◇計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９８条第６項 |
| ◇上記第２項から第５項までの規定を、認知症対応型共同生活介護計画を変更する場合にも遵守しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９８条第７項 |
| １３．介護等<br>◇◆介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９９条第１項<br><br>予防地域密着指定基準第８８条第１項 |
| ◇◆利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。<br><br>☆上記基準は、指定認知症対応型共同生活介護で提供されるサービスは施設サービスに準じ、当該共同生活住居において完結する内容であることを踏まえ、当該事業所の従業者でないいわゆる付添人による介護や、居宅療養管理指導を除く他の居宅サービスを入居者にその負担によって利用させることができない。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所の負担により、通所介護等のサービスを利用することは差し支えない。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９９条第２項<br><br>予防地域密着指定基準第８８条第２項<br><br>地域密着等基準通知第３の五の４の（６）の② |

| 基準の概要 | はい | いいえ | 該当なし | 確認資料等 | 根拠条文 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ◇◆利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第９９条第３項<br><br>予防地域密着指定基準第８８条第３項 |
| １４．社会生活上の便宜の提供等<br>◇◆利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１００条第１項<br><br>予防地域密着指定基準第８９条第１項 |
| ◇◆利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１００条第２項<br><br>予防地域密着指定基準第８９条第２項 |
| ☆原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しているか。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意をえるとともに、代行した後はその都度本人に確認を得ているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（７）の② |
| ◇◆常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１００条第３項<br><br>予防地域密着指定基準第８９条第３項 |
| １５．利用者に関する市町村への通知<br>◇◆指定認知症対応型共同生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。<br><br>一　正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。<br><br>二　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の２６<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第２４条 |
| １６．緊急時等の対応<br>◇◆介護従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第８０条<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第５６条 |
| １７．管理者の責務<br>◇◆管理者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第２８条第１項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第２６条第１項 |
| ◇◆管理者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者に認知症対応型共同生活介護の運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第２８条第２項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第２６条第２項 |
| １８．管理者による管理<br>◇◆管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者ではないか。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りではない。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０１条<br><br>予防地域密着指定基準第７８条 |
| １９．運営規程<br>◇◆事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。<br><br>①　事業の目的及び運営の方針<br>②　従業者の職種、員数及び職務の内容<br>③　利用定員<br>④　指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額<br>⑤　入居に当たっての留意事項<br>⑥　非常災害対策 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０２条<br><br>予防地域密着指定基準第７９条<br><br>地域密着基準条例第４条<br><br>地域密着基準条例第１１８条第９項 |

| 基準の概要 | はい | いいえ | 該当なし | 確認資料等 | 根拠条文 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ⑦　人権擁護、虐待防止の体制整備<br>⑧　暴力団等の排除<br>⑨　その他運営に関する重要事項（苦情処理、事故対応、秘密保持、夜間及び深夜の時間帯等、身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい） | | | | | |
| ２０．勤務体制の確保等<br>◇◆利用者に対し適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０３条第１項<br>予防地域密着指定基準第８０条第１項 |
| ☆共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当等が明確になっているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（９）の① |
| ◇◆勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０３条第２項<br>予防地域密着指定基準第８０条第２項 |
| ☆利用者の精神の安定を図る観点から担当の介護従業者を固定する等継続性を重視したサービス提供に配慮しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（９）の② |
| ◇◆介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。その際、事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。（※令和６年３月３１日まで経過措置により努力義務） | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０３条第３項<br>予防地域密着指定基準第８０条第３項 |
| ☆当該義務付けの対象とならない者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。<br>また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後１年間の猶予期間を設けることとし、採用後１年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする（この場合についても、令和６年３月３１ 日までは努力義務で差し支えない）。 | | | | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（９）の⑤で準用する第３の二の二の３の（６）の③ |
| ☆介護従業者は、要介護者であって認知症の状態にあるものの介護を専ら担当することにかんがみ、特に認知症介護に関する知識及び技術の修得を主たる目的とする研修を受講する機会を確保するよう努めているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（９）の④ |
| ◇◆適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０３条第４項<br>予防地域密着指定基準第８０条第４項 |
| ☆事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（９）の⑥で準用する第３の一の４の（２２）の⑥ |

| 基準の概要 | はい | いいえ | 該当なし | 確認資料等 | 根拠条文 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| イ　事業主が講ずべき措置の具体的内容<br>「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（以下、「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、以下の内容について特に留意しているか。 | □ | □ | □ | | |
| ａ　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発<br>職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発しているか。 | □ | □ | □ | | |
| ｂ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備<br>相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知しているか。 | □ | □ | □ | | |
| ☆上記のa、ｂの措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第３０条の２第１項の規定により、中小企業は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めているか。（※令和４年４月１日以降、下線部を「講じているか」に読み替えのこと。） | □ | □ | □ | | |
| □　事業主が講じることが望ましい取組について<br><br>パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ「事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているが、参考にしているか。<br>（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html）<br>加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業者が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。 | □ | □ | □ | | |
| ２１．定員の遵守<br>◇◆入居定員、居室の定員を超えて入居させていないか。ただし災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０４条<br>予防地域密着指定基準第８１条 |

| 基準の概要 | はい | いいえ | 該当なし | 確認資料等 | 根拠条文 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ２２．業務継続計画の策定等<br>◇◆感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。（※令和６年３月３１日まで経過措置により努力義務） | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の３０の２第１項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第２８条の２第１項 |
| ◇◆従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。（※令和６年３月３１日まで経過措置により努力義務） | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の３０の２第２項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第２８条の２第２項 |
| ◇◆定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。（※令和６年３月３１日まで経過措置により努力義務） | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の３０の２第３項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第２８条の２第３項 |
| ☆業務継続計画を策定するとともに、当該計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しているか。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（１２）の① |
| ☆業務継続計画には、以下の項目等を記載しているか。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（１２）の② |
| イ　感染症に係る業務継続計画<br>ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）<br>ｂ　初動対応<br>ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（１２）の②のイ |
| ロ　災害に係る業務継続計画<br>ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）<br>ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）<br>ｃ　他施設及び地域との連携 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（１２）の②のイロ |
| ☆研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとしているか。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年２回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施しているか。また、研修の実施内容についても記録しているか。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（１２）の③ |

| 基準の概要 | はい | いいえ | 該当なし | 確認資料等 | 根拠条文 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ☆訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年２回以上）に実施しているか。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（１２）の④ |
| ２３．非常災害対策<br>◇◆非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第８２条の２第１項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第５８条の２第１項 |
| ☆火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを行っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（１６）で準用する第３の四の４の（１６） |
| ☆「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあってはその者に行わせているか。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（１６）で準用する第３の四の４の（１６） |
| ・非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着基準条例第１１８条第１０項 |
| ２４．衛生管理等<br>◇◆利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３３条第１項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３１条第１項 |
| ☆事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（１６）で準用する第３の二の二の３の（１３）の①のイ |
| ☆特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策については、その発生及び蔓延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているが、これに基づき、適切な措置を講じているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（１６）で準用する第３の二の二の３の（１３）の①のロ |
| ☆空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（１６）で準用する第３の二の二の３の（１３）の①のハ |
| ◇◆事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下に掲げる措置を講じているか。（※令和６年３月３１日まで経過措置により努力義務） | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３３条第２項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３１条第２項 |
| ◇◆事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。（※令和６年３月３１日まで経過措置により努力義務） | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３３条第２項第１号<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３１条第２項第１号 |
| ◇◆事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。（※令和６年３月３１日まで経過措置により努力義務） | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３３条第２項第２号<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３１条第２項第２号 |

| 基準の概要 | はい | いいえ | 該当なし | 確認資料等 | 根拠条文 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ◇◆事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。（※令和６年３月３１日まで経過措置により努力義務） | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３３条第２項第３号<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３１条第２項第３号 |
| ☆感染症の予防又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとしているか。各事項については事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（１６）で準用する第３の二の二の３の（１３）の② |
| イ　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）<br>感染対策委員会は、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 | □ | □ | □ | 専任の担当者： | 地域密着等基準通知第３の五の４の（１６）で準用する第３の二の二の３の（１３）の②のイ |
| ロ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針<br>「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（１６）で準用する第３の二の二の３の（１３）の②のロ |
| ハ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練<br>従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施すること。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施するものとする。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（１６）で準用する第３の二の二の３の（１３）の②のハ |
| ２５．協力医療機関等<br>◇◆利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０５条第１項<br><br>予防地域密着指定基準第８２条第１項 |

| 基準の概要 | はい | いいえ | 該当なし | 確認資料等 | 根拠条文 |
|---|---|---|---|---|---|
| ◇◆あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０５条第２項<br><br>予防地域密着指定基準第８２条第２項 |
| ◇◆サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０５条第３項<br><br>予防地域密着指定基準第８２条第３項 |
| ２６．掲示<br>◇◆事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の３２<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３２条 |
| ２７．秘密保持等<br>◇◆従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の３３第１項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３３条第１項 |
| ◇◆従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の３３第２項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３３条第２項 |
| ◇◆サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の３３第３項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３３条第３項 |
| ２８．広告<br>◇◆事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものでないか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の３４<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３４条 |
| ２９．居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止<br>◇◆指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０６条第１項<br><br>予防地域密着指定基準第８３条第１項 |
| ◇◆指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該に共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０６条第２項<br><br>予防地域密着指定基準第８３条第２項 |
| ３０．苦情処理<br>◇◆☆提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために構ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等必要な措置を講じているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の３６第１項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３６条第１項<br><br>地域密着等基準通知第３の五の４の（１２）で準用する第３の一の４の（２８）の① |
| ◇◆苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の３６第２項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３６条第２項 |
| ☆苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（１２）で準用する第３の一の４の（２８）の② |
| ◇◆提供したサービスに関し、法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の３６第３項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３６条第３項 |
| ◇◆市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の３６第４項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３６条第４項 |

| 基準の概要 | はい | いいえ | 該当なし | 確認資料等 | 根拠条文 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ◇◆提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の３６第５項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３６条第５項 |
| ◇◆国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の３６第６項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３６条第６項 |
| ３１．調査への協力等<br>◇◆提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第８４条<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第６０条 |
| ３２．地域との連携等<br>◇◆指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブ代表者等）、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護に知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下、運営推進会議という。）を設置し、おおむね２ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議の評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３４条第１項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３９条第１項 |
| ☆運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、複数の事業所の運営推進会議を合同で行う場合、以下の要件を満たしているか。<br><br>イ　利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。<br><br>ロ　同一の日常生活圏域内の所在する事業所であること。ただし、事業所間の事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。<br><br>☆合同開催の場合、合同開催回数が、１年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数未満であるか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（１２）で準用する第３の二の二の３の（１０）の① |
| ◇◆運営推進会議の報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、当該記録の公表を行っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３４条第２項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３９条第２項 |
| ◇◆地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３４条第３項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３９条第３項 |
| ◇◆提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３４条第４項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３９条第４項 |
| ３３．事故発生時の対応<br>◇◆利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の３８第１項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３７条第１項 |
| ◇◆事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の３８第２項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３７条第２項 |
| ◇◆サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の３８第３項<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３７条第３項 |

| 基準の概要 | はい | いいえ | 該当なし | 確認資料等 | 根拠条文 |
|---|---|---|---|---|---|
| ☆事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（１２）で準用する第３の一の4の（３０）の③ |
| ３４．虐待の防止<br>◇◆虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。（※令和６年３月３１日まで経過措置により努力義務） | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の３８の２<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３７条の２ |
| ◇◆事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。（※令和６年３月３１日まで経過措置により努力義務） | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の３８の２第１号<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３７条の２第１号 |
| ◇◆事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。（※令和６年３月３１日まで経過措置により努力義務） | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の３８の２第２号<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３７条の２第２号 |
| ◇◆事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。（※令和６年３月３１日まで経過措置により努力義務） | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の３８の２第３号<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３７条の２第３号 |
| ◇◆基準第１０８条で準用される第３８条の２第１号から第３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。（※令和６年３月３１日まで経過措置により努力義務） | □ | □ | □ | 担当者： | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の３８の２第４号<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３７条の２第４号 |
| ☆虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（１４） |
| ・虐待の未然防止<br>高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第３条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促しているか。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 | □ | □ | □ | | |
| ・虐待等の早期発見<br>事業所の従業者は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切に対応しているか。 | □ | □ | □ | | |
| ・虐待等への迅速かつ適切な対応<br>虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めているか。 | □ | □ | □ | | |
| 上記３つの観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施しているか。 | □ | □ | □ | | |

| 基準の概要 | はい | いいえ | 該当なし | 確認資料等 | 根拠条文 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ☆①虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止検討委員会」という。）<br>虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。<br>一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。<br>なお、虐待防止検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。<br>また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（１４）の① |
| ☆①虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討しているか。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図っているか。<br><br>イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること<br>ロ　虐待の防止のための指針の整備に関すること<br>ハ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること<br>ニ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること<br>ホ　従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること<br>ヘ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること<br>ト　前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること | □ | □ | □ | | |
| ☆②虐待の防止のための指針<br>事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込んでいるか。<br><br>イ　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方<br>ロ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項<br>ハ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針<br>ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針<br>ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項<br>ヘ　成年後見制度の利用支援に関する事項<br>ト　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項<br>チ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項<br>リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（１４）の② |
| ☆③虐待の防止のための従業者に対する研修<br>従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとしているか。<br>職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年２回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。<br>また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第３の五の４の（１４）の③ |

| 基準の概要 | はい | いいえ | 該当なし | 確認資料等 | 根拠条文 |
|---|---|---|---|---|---|
| ☆虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者<br>事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置いているか。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 | □ | □ | □ | 専任の担当者： | 地域密着等基準通知第３の五の４の（１４）の④ |
| ３５．会計の区分<br>◇◆事業所ごとに経理を区分するとともに、地域認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０８条で準用する第３条の３９<br><br>予防地域密着指定基準第８５条で準用する第３８条 |
| ３６．記録の整備<br>◇◆従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０７条第１項<br><br>予防地域密着指定基準第８４条第１項 |
| ◇次に掲げる記録を整備し、指定認知症対応型共同生活介護の提供の完結の日から２年間保存しているか。<br><br>① 認知症対応型共同生活介護計画<br>② 提供した具体的なサービスの内容等の記録<br>③ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録<br>④ 市町村への通知に係る記録<br>⑤ 苦情の内容等の記録<br>⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録<br>⑦ 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１０７条第２項<br><br>予防地域密着指定基準第８４条第２項 |
| ３７．暴力団等の排除<br>・事業所を運営する法人の役員及び管理者その他従業者は、暴力団員ではないか。また、事業の運営について、暴力団員の支配を受けてはいないか。 | □ | □ | □ | | 地域密着基準条例第４条 |
| Ⅴ　雑則 | | | | | |
| １．電磁的記録等<br>◇◆事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるが、電磁的記録を活用しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１８３条第１項<br><br>予防地域密着指定基準第９０条第１項 |
| ☆電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第５の１の（４） |
| ◇◆事業者及びサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができるが、電磁的方法を活用しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着指定基準第１８３条第２項<br><br>予防地域密着指定基準第９０条第２項 |
| ☆交付等を電磁的方法による場合、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる事項を遵守しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第５の２ |
| ☆（１）電磁的方法による交付は、基準第３条の７第２項から第６項まで及び予防基準第１１条第２項から第６項までの規定に準じた方法によっているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第５の２の（１） |
| ☆（２）電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられるが、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考に行っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第５の２の（２） |

| 基準の概要 | はい | いいえ | 該当なし | 確認資料等 | 根拠条文 |
|---|---|---|---|---|---|
| ☆（３）電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいが、「押印についてのＱ＆Ａ（同上）」を参考に行っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第５の２の（３） |
| ☆（４）その他、基準第１８３ 条第２項及び予防基準第９０条第２項において電磁的方法によることができるとされているものは、（１）から（３）までに準じた方法によっているか。また、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従っているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第５の２の（４） |
| ☆（５）電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。 | □ | □ | □ | | 地域密着等基準通知第５の２の（５） |